

## 社会福祉法人隆寿会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人隆寿会（以下「当法人」という）定款第九条および第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等（週5日 週40時間勤務）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職手当を支給することとし、賞与は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表第1に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。

(2) 賞与については、個人の役割、職務内容、業績を総合的に勘案・評価し別表第2に定める算式により算出される額

(3) 退職手当については、別表第3-1に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、職員給与規定第一四条の規定に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第4に定める額

(2) 退職手当については、別表第3-2に定める算式により算出される額

(3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (適用除外)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、この規程を適用しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、翌月15日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給又は翌月15日に支給とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

号俸	支給基準額（月額）
1号俸	200,000円
2号俸	250,000円
3号俸	300,000円
4号俸	350,000円
5号俸	400,000円
6号俸	450,000円
7号俸	500,000円
8号俸	550,000円
9号俸	600,000円

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1.8か月分以下
12月の賞与	報酬月額×1.8か月分以下

別表3-1（常勤役員等の退職手当算定式）

退任前6か月間平均報酬月額×在任年数×0.5

別表3-2（非常勤役員等の退職手当算定式）

理事長	在任期間1年につき10万円
理事、監事	在任期間1年につき2万円
評議員	在任期間1年につき1万円

出勤日数週3日未満の場合を除く

※上記在任年数は1か年単位とし、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上の時は切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。また、常勤役員等の在任年数には職員であった期間は含まない。

別表4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額（所得税を除いた報酬）
評議員会への出席	1万円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤 （4時間以上）	1万円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤 （4時間未満）	5,000円

（2）理事

	日額（所得税を除いた報酬）
理事会等会議への出席	1万円
上記の他、法人及び施設業務 のための出勤	1万円

（3）理事長

	日額（所得税を除いた報酬）
法人及び施設業務のための出勤	3万円

（4）監事

	日額（所得税を除いた報酬）
監事監査等への出席（決算財務）	3万円
監事監査等への出席（その他）	1万円
理事会等会議への出席	1万円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1万円